

○港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

平成31年4月1日
31港子字第1513号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都子供食堂推進事業実施要綱（平成30年4月20日付30福保子家第153号）、東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業及び地域こどもの生活支援強化事業実施要綱（令和5年12月13日付こ支家第310号）に基づき、港区（以下「区」という。）内の民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事及び交流の場を提供する取組に対して補助を行うことにより、安定的な事業の実施環境を整備し、及び家庭の生活状況を把握するとともに、支援が必要な子ども等を早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みをつくることで、子ども等に対する地域の支援体制を強化し、もって子どもの孤食解消及び保護者の支援を促進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、地域の子ども及びその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行うことができる場を提供する取組（以下「子ども食堂」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的に子ども食堂を実施すること。
- (2) 子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。
- (3) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した実施を図ること。
- (4) 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。
- (5) 事業において提供する食事は、原則として、子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスの良いものとする。
- (6) 区が開催し、又は関与する子ども食堂並びに子ども及び家庭の支援に関する他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。
- (7) 子ども食堂のスタッフは、参加者の生活状況を把握し、及び相談に応じるとともに、必要に応じて当該相談の内容に対応した関係機関につなげる。ただし、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、港区子ども家庭総合支援センター等に対して速やかに報告を行うこと。
- (8) 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、事業の目的等を勘案して、子ども食堂を実施する者が判断すること。
- (9) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
- (10) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構

築すること。

- (1 1) 参加する子供の食物アレルギーの有無を確認すること。ただし、食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応するものとする。
- (1 2) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連盟通知）別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理には万全を期すこと。
- (1 3) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (1 4) 食中毒又は事故が発生した場合の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。
- (1 5) 食中毒又は事故が発生した場合には、速やかに区長に報告すること。
- 2 前項の場合において、子ども食堂の開催に加え、次に掲げる取組を実施する場合は、前項第3号から第15号までに掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 子ども食堂で調理し、若しくは用意した弁当又は食材を取りに来た子ども又はその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）
 - (2) 子ども食堂で調理し、若しくは用意した弁当又は食材を子どもの自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）
- 3 新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充を実施する場合であって、本条第1項に掲げる要件を満たすもの。
- 4 区と子ども食堂の連携による取組であり、区と定期的に情報共有を行う、支援が必要な家庭へ子ども食堂の利用を勧奨する、学校や学童クラブ等の終了後に子ども食堂の利用へつなぐ等、地域の実情に応じた方法により、子どもや家庭を支援するもので、本条第1項第2号から第15号までに掲げる要件を満たすもの。また、原則として週に1回以上、子ども食堂を会食形式で開催又は配食・宅食を実施し、かつ少なくとも月1回以上は会食形式で開催するもの。
- 5 地域こどもの生活支援強化事業に関する取組であり、子ども等の食事の支援（子ども食堂、宅食、フードパントリーなど）や子ども等の居場所支援、様々な機会・体験（学習教室、プレーパークなど）の提供を行う事業及び生活支援（文房具、生理用品など、子ども等の生活に必要な物品の提供等）を行うもの。

（補助金の交付額）

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表1－1、1－1－1、1－2及び2の基準額の項に定める額と、対象経費の項に定める経費の実支

出額から、寄付金その他の収入額（子ども食堂の運営に係る収入額を含む。）並びに国からの交付金及び補助金の受入額を控除して得た額を比較し、小さい方の額に同表の補助率の項に定める率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合において、子ども食堂の開催に加え、配食又は宅食を実施するときは、年間720,000円を上限として加算することができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとするときは、港区子ども食堂推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（補助金交付の決定及び通知）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定した場合は港区子ども食堂推進事業補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定した場合は港区子ども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更して再度交付申請を行う場合は、港区子ども食堂推進事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る交付決定及び通知については、前条の規定を準用する。

（補助金の請求及び支払）

第7条 交付決定者（前条後段において準用する第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、港区子ども食堂推進事業補助金交付請求書（第5号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

（実施状況報告）

第8条 区長は、補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求めることができる。

（実績報告及び額の確定）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに、港区子ども食堂推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、補助事業の実績を

区長に報告しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月末日までに区長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この項において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。
- 4 前2項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に返還させることができる。
- 5 区長は、第1項から第3項までの規定による実績報告を受けた場合において、報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区子ども食堂推進事業補助金確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

- 第10条 区長は、第8条の規定による実施状況の報告並びに前条第1項及び第2項の規定による実績報告の審査の結果、本事業の補助条件に適合しないと認められる場合は、交付決定者に対し、補助条件に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

（交付決定等の取消し）

- 第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定又は第9条第5項の規定による補助金の額の確定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付又は補助金の額の確定を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するとき。
- （4）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

- 第12条 区長は、第9条第5項の規定により補助金の額の確定をした場合に

において、既に確定した額を超える額の補助金が交付されているとき又は前条の規定による取消しをした場合において交付決定者の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該交付決定事業者に対しその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 交付決定者は、第11条の規定により交付決定又は額の確定の全部若しくは一部を取り消され、前条の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱第3条第2項及び別表基準額の項の規定の適用については、第3条第2項中「120,000円」とあるのは「600,000円」と、別表基準額の項中「20,000円」とあるのは「30,000円」と、「240,000円」とあるのは「360,000円」とする。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱第3条第2項及び別表基準額の項の規定の適用については、第3条第2項中「120,000円」とあるのは「600,000円」と、別表基準額の項中「20,000円」とあるのは「30,000円」と、「240,000円」とあるのは「360,000円」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年10月19日から施行し、同年4月1日から適用する。
(令和5年3月31日までの間における措置)
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱(次項において「改正後の要綱」という。)第3条第2項及び別表基準額の項の規定の適用については、第3条第2項中「120,000円」とあるのは「720,000円」と、別表基準額の項中「20,000円」とあるのは「40,000円」と、「240,000円」とあるのは「480,000円」とする。
(既に交付決定を受けた者の取扱い)
- 3 令和4年4月1日からこの要綱の施行の日前までに、改正前の港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者で、前項の規定により読み替えて適用される改正後の要綱第3条第2項及び別表基準額の項の規定の適用を受けようとするものは、補助金の額の変更の交付申請を行うことができる。

付 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、同年5月4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1－1（第3条関係）第2条第5項を活用しない場合

基準額	対象経費		補助率
子ども食堂の取組に要する経費 月額 40,000円 ※子ども食堂1か所当たり年間480,000円を上限とする（ただし、実施しない月がある場合は、実施月数に応じ按分	子ども食堂の実施に係る次の経費全般 ただし、人件費及び団体運営に要する経費については補助の対象外とする。		10／10
	旅費	食材の運搬に係る交通費（職員の出勤のための交通費は含まない。）	
	需用費	子ども食堂に利用する消耗品費、事業案内のためのパンフレット等印刷物、光熱水費、食材費、車両の燃料費 ※光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の	

する。) 。		取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出すること。	
配食・宅食による 取組に係る経費 年額 720,000	役務費	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬依頼に要する費用 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出すること。	
区と連携による取組の実施に要する経費 年額 2,060,000円を上限	使用料 及び賃 借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出する	
新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充の実施に要する経費 年額 500,000円を上限		工事請負費、備品購入費、負担金補助及交付金	10/10

別表1ー2（第3条関係）第2条第5項を活用する場合

基準額	対象経費		補助率
子ども食堂の会食形式での開催に係る経費及び配食・宅食による取組に係る経費 年額 1,200,000円	子ども食堂の実施に係る次の経費全般 ただし、人件費及び団体運営に要する経費については補助の対象外とする。		10/10
	旅費	食材の運搬に係る交通費（職員の出勤のための交通費は含まない。）	
	需用費	子ども食堂に利用する消耗品費、事業案内のためのパンフレット等印刷	

区と連携による取組の実施に要する経費 年額 1,024,000円を上限		物、光熱水費、食材費、車両の燃料費 ※光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出すること。	
	役務費	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬依頼に要する費用 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出すること。	
	使用料及び賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で案分する等の方法で算出すること。	
新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充の実施に要する経費 年額 500,000円を上限		工事請負費、備品購入費、負担金補助及交付金	10/10

別表2（第3条関係）

基準額	対象経費	補助率
地域こどもの生活支援強化事業	地域こどもの生活支援強化事業の実施に必要な報酬、給料（恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする）、報償費、共	10/10

食事や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品の提供（文房具や生理用品等）を行う事業 年額 3, 0 7 0, 0 0 0 円	済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費 （食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、 光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険 料）、委託料、使用料及び賃借料	
---	---	--